

警備員指導教育責任者追加取得講習（3号）の開催案内

愛知県公安委員会から見出しの講習に関する公告（愛知県のホームページの愛知県公報欄）がなされましたのでご案内申し上げます。なお、最近受講資格がないのに受講申込みをする例が散見されます。

受講ご希望の方は、受講資格や申込み期間等をよく確認されてご応募下さい。

1 実施期日、予定人員、受講申込期間及び受講手続期間

（追加取得講習は、新規取得講習と同一の機会に実施されます。）

区分	実施期日	予定人員	受講申込期間	受講手続期間
3号	平成30年8月9日（木）・同月10日（金）及び同月13日（月）の午前9時～午後5時まで	10人	平成30年7月17日（火）～同月19日（木）までの午前9時～午後5時まで	平成30年7月30日（月）～同年8月3日（金）までの午前9時～午後5時まで

2 講習を受講できる方

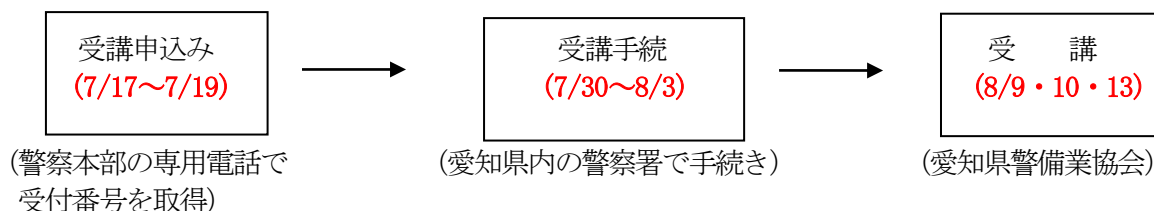
実施期日において、追加取得講習の区分（3号）以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の交付を受けている方であって、次のいずれかに該当する方

- (1) 最近5年間に追加取得講習に係る警備業務（3号）（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である方
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている方
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている方又は旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している方

3 講習の実施場所

一般社団法人愛知県警備業協会 会議室（名古屋市中区栄三丁目8-21 伊勢町平和ビル4F）

4 受講までの手続の流れ



5 受講申込み方法

受講を希望される方は、愛知県警察本部 生活安全部 生活安全総務課 警備業係の「申込専用電話」に受講申込みを行い、「受付番号」を取得してください。

なお、1回の電話で申し込むことができる人数は1人とし、受講申込期間中であっても申込人員が予定人員に達した場合は、受講申込みが締め切られます。

申込専用電話番号 (052) 954-4031

※ 注意事項

電話で申込をする際に担当者から、次の事項を聞かれますので、きちんと答えることができるよう事前に準備しておいて下さい。

- ア いずれの区分の資格者証または修了証明書の交付を受けているのか
- イ どの受講資格(前記2(1)~(4)のどれ)で申込みのか
- ウ 氏名、生年月日
- エ 連絡先(携帯電話または営業所電話番号)
- オ 所属警備業者名(自分の勤めている会社)
- カ 受講手続をする警察署(県内のいずれかの警察署)

6 受講手続

(1) 受講申込みにより受付番号を取得した方は、愛知県内の警察署で受講の手続をしてください。

(2) 手続に必要な書類等

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し(既に取得しているもの) 1通

ウ 添付書類

① 2の(1)に該当する方は、最近5年間に当該警備業務(3号)に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(警備業務従事証明書)及び履歴書 各1通

② 2の(2)に該当する方は、1級検定の合格証明書の写し 1通

③ 2の(3)に該当する方は、2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面(警備業務従事証明書) 各1通

④ 2の(4)に該当する方は、旧1級検定の合格証の写し又は旧2級検定の合格証の写し及び当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面(警備業務従事証明書) 各1通

エ 写真(申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。) 2枚

7 受講手数料の納付

14,000円分の愛知県証紙を証紙貼付書に貼って追加取得講習の初日に納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、返還されません。

8 その他

※ この「講習開催案内」の内容に関するお問い合わせ先

一般社団法人 愛知県警備業協会 電話 052-261-4737

※ 以下の書式は、愛知県警備業協会のホームページからもダウンロードできます。

- 警備員指導教育責任者講習受講申込書
- 警備業務従事証明書